

◇申請から補助金交付までの流れ◇
【省エネ家電製品買換促進補助金】

宮古島市

補助金交付の募集

- ▷募集（補助金申請の受付）には、**条件や期限があります**のでご注意ください。
- ▷募集期間（予定）：令和6年9月10日(火)～令和6年10月11日(金)（土日祝日除く）

申請者

補助対象家電製品の見積りを登録事業者からもらう

- ▷補助金の交付対象になる家電製品は、目標年度2020年度で日本産業規格C9901に基づく**省エネルギー基準達成率が100パーセント以上**であるものとなります。
- ▷この時点では**省エネ家電製品の購入は行わない**てください。

申請者

補助金交付申請書類の提出

- ▷申請書類の提出については**市役所エコアイランド推進課への持参**によります。**※郵送等での受付不可**
- ▷申請書は、**添付書類がすべて揃った状態**でなければ**受付しません**。

宮古島市

補助金交付申請書類の審査・予算確認

- ▷補助金交付申請書類が適正なものか、応募要件を満たしているか等を審査します。**※1か月程度**
- ▷総申請額に対して予算オーバーしている場合は、抽選を行います。（スケジュールに変更が出る可能性があります。）

宮古島市

補助金交付決定

- ▷補助金の交付が決定しましたら、「補助金交付決定通知書」によりお知らせします。

申請者

商品購入・設置
・
実績報告

- ▷補助金交付決定通知を受け取ったのち、申請時提出した見積書に沿って省エネ家電製品を購入及び設置してください。
- ▷設置後、実績報告書（様式第1号）と必要な添付書類を揃えてご提出ください。**※エコアイランド推進課へ持参**

宮古島市

補助金額確定通知

- ▷実績報告書を審査し、補助額が確定しましたら、「補助金額額定通知書」によりお知らせします。

申請者

補助金支払請求書
(振込み)

- ▷補助金支払請求書の提出後、1ヶ月程度で請求書に記載された口座に補助金を振り込みます。

申請者

財産の処分制限

- ▷補助金を受けて取得した財産は、**6年間保有することが義務**付けられています。
- ▷市では、「宮古島市省エネ家電製品買換促進補助金交付要綱第14条」の規定に基づき、省エネルギーに関する調査を行うことがございますのでご協力お願い致します。

◇必要書類について◇

【省エネ家電製品】

補助金交付申請時に必要な書類

- 補助金交付申請書（様式第1号）
- 見積書の写し（メーカー名、型式及び購入価格（予定価格）が確認できるもの）
- 申請者の本人確認書類（マイナンバーカードの写し、免許証の写し又は発行から3か月以内の住民票の写し等）
- 申請者の振込指定口座通帳の写し（金融機関名、支店名、口座名義人、口座番号及び預金

実績報告時に必要な書類

- 実績報告書（様式第1号）
- 省エネ家電製品を購入した際の領収書等（日付、支払金額、金額の内訳、購入品名及び発行者が記載されているもの）の写し
- 第2条各号に規定する省エネ家電製品であることが確認できるもの
- 購入した省エネ家電製品の製造番号・ロット番号が分かる資料又は写真
- 本市の家庭ごみの分け方・出し方に沿った処理を行ったことが分かる写真（事業者に処分させた場合は、そのことが分かるもの）
- 買換え前後の機器の配置状況等が分かる写真（カバーを外した状態）
- 誓約書

補助金請求時に必要な書類

- 補助金支払請求書の提出

※通常、請求書提出から1ヶ月程度で補助金が振り込まれます。

○注意事項

申請書に誤りがある際には訂正で修正致しますので、必ず印鑑を持参ください。
（申請と同じ印鑑である必要があります。）シャチハタは認めておりません。

見積り時より、実績報告時に購入金額が上がった場合
→ 申請金額による補助額を採用

見積り時より、実績報告時に購入金額が下がった場合
→ 実績報告による補助額を採用

※補助額については上記のような取り扱いを行うため時期によっては各事業者のキャンペーンの方が費用が抑えられる可能性もございますので、ご注意ください。

補助金により取得した省エネ家電製品は、取得から6年以内に補助金の交付の目的に反して使用し、販売し、譲渡し、交換し、貸し付け、又は担保に供してはなりません。違反すると補助金返還となる場合があります。